

**土地の賃借権の譲渡又は転貸の許可 管業 H27-06-4 <<#431>>****【問】 正誤をつけよ。**

Aが所有するマンションの専有部分甲を賃借するBが、第三者であるCに、当該賃借権を譲渡した。BからCへの譲渡に関して、Aに不利となるおそれがないにもかかわらず、Aが当該譲渡を承諾しないときは、裁判所は、Bの申立てにより、Aの承諾に代わる許可を与えることができる。

**【答え】 誤り****<<ポイント>> 土地の賃借権の譲渡又は転貸の許可**

**借地権者**が賃借権の目的である**土地の上の建物を第三者に譲渡**しようとする場合において、その第三者が賃借権を取得し、又は転借をしても借地権設定者に不利となるおそれがないにもかかわらず、借地権設定者がその賃借権の譲渡又は転貸を承諾しないときは、裁判所は、**借地権者**の申立てにより、借地権設定者の承諾に代わる許可を与えることができる。（借々法19条1項）

⇒ **借家の場合、上記のような制度は規定されていない**